北朝鮮人権侵害問題啓発週間
12月10日～12月16日

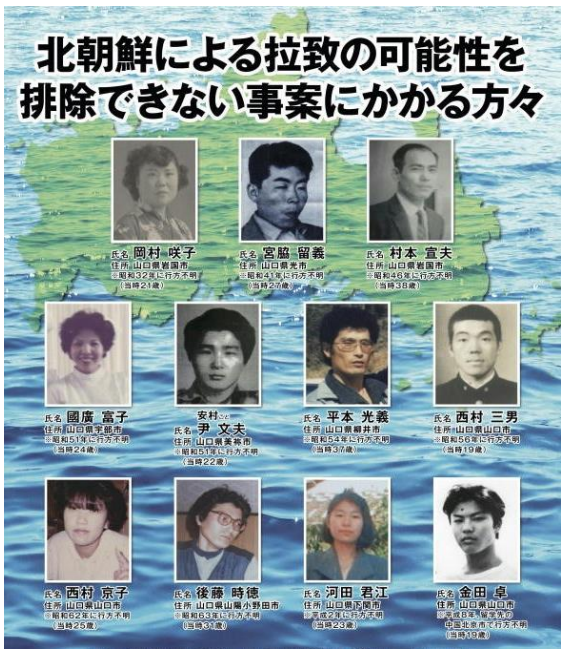
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

■　北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成１８年６月、**「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」**が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、**毎年１２月１０日から同月１６日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」**とすることとされています。

■　警察では、これまでに日本人が被害者である拉致容疑事案１２件（被害者１７人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案１件（被害者２人）の合計１３件（被害者１９人）を北朝鮮による拉　致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等１０人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っています。

■　また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について捜査・調査を推進しています。

　山口県警・警察庁のウェブサイトでは、事案の概要等を掲載していますので、是非ご覧いただくとともに情報提供等の御協力をお願いします。



山口県警察